

彦根市消防本部管内の火災・救助・救急事故の発生状況

彦根市消防本部では、管内（彦根市・犬上郡）で発生した火災・救助・救急事故の状況を統計にまとめ、公表しています。

火災概要

平成20年中に発生した火災は58件で、前年と比べ1件の減少となっています（表1）。火災の内訳については、「建物火災」が42件と、全火災の72%を

占めています。次いで「その他火災」13件、「車両火災」3件となっています。

火災の原因については、第1位が「放火の疑い」の7件、第2位が「たばこ」と「こんろ」が6件ずつ、以下「ストーブ」5件、「放火」3件となっています。「放火」と「放火の疑い」を合わせると10件で、毎年、火災原因の上位に挙がっています。

「放火の疑い」とは、放火による火災と考えられますが、ほかに出火の可能性を残す場合などが該当します。放火火災の予防策として、「住宅の周辺に可燃物を置かない」「ごみは定められた日の朝に出す」など放火されない環境づくりを地域が一体となって取り組むことが大切です。

	平成18年中	平成19年中	平成20年中
出火件数	59	59	58
建物火災	29	36	42
林野火災	0	0	0
車両火災	14	10	3
その他火災	16	13	13
原因			
第1位	放火の疑い	たばこ	放火の疑い
第2位	たばこ	放火	たばこ・こんろ
第3位	放火	こんろ	ストーブ
死者	3	2	1
負傷者	3	14	4

出場件数	51
交通事故	30
火災	1
水難事故	1
機械事故	2
建物事故	3
ガス事故	3
その他事故	11
活動件数	31
救助人員	36

出場件数	4,730
火災	3
水難	3
交通事故	695
労働災害	54
運動競技	33
一般負傷	616
加害	29
自損行為	61
急病	3,028
その他	208
搬送件数	4,336
救助人員	4,479



住宅用火災警報器の設置
火災による死者をなくすため消防法令が改正され、既存の住宅についても、平成23年5月31日までに「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。全国では、住宅火災による死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」であり、住宅用火災警報器は、火災の発生を音や音声で早期に知らせしてくれる大変有効なものです。



なお、消防署や市が、「直接」住宅用火災警報器などを訪問販売することは決してありませんので、悪質な訪問販売などにはじゅうぶん注意し、おかしいと思ったら、はっきり断ってください。

救助・救急概要
救助出場件数は、51件で、昨年より18件増加しています。内訳は、「交通事故」30件、次いで「その他の事故」11件となっています（表2）。また、昨年は、全国各地で発生した硫化水素ガスによる自損（自殺）行為が彦根市でも3件発生しました。

一方、救急出場は4,730件でした（表3）。これは、前年に比べると55件減少し、統計を取り出して以来、初めて減少に転じました。また同じく、救急車により搬送された人も4,479人です。

79人と、前年に比べ164人減少しました。これは、市民のみなさんが救急車を適正に利用されたことが、救急出場件数が減少した一因と思われます。本場に救急車を必要とする人のために、救急車がすぐに駆けつけられるよう、今後も市民のみなさんには救急車の適正利用にご協力をお願いします。また、消防本部では、一人でも多くの人に応急手当を実施していただけるよう、応急手当の講習を実施しています。会社・自治会・サークルなど、どんなグループでも開催しますので、消防本部警防課までお問い合わせください。

ご覧下さい

固定資産税の価格等 平成21年度の縦覧・閲覧

市 税 務 課

平成21年度の固定資産税額のもととなる土地・家屋・償却資産の価格（評価額）などを、3月末に決定します。新しい価格などを次のとおり開示します。

平成21年度は、土地・家屋の価格を全面的に見直す3年に1度の「評価替え」の年にあたり、土地・家屋の価格を全面的に見直し、修正を行っています。評価替えについては、広報ひこね4月1日号でお知らせします。

縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日（水）～6月1日（月）まで（土・日曜日・祝日を除く）
時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 国税務課（市役所2階）

縦覧できる人 今年の1月1日現在で、市内に課税対象の土地・家屋を所有する人
縦覧の対象 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿

※縦覧帳簿には、土地・家屋の

所有者や税額は記載していません。

閲覧

納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。また、借地人・借家人も使用・収益の対象となる資産の課税内容を確認できます。

開始日 4月1日（水）～土・日曜日・祝日を除く
時間 午前8時30分～午後5時15分

閲覧できる人

納税義務者（所有者）とその同居の親族、または借地人・借家人 など
※借地借家人などは、閲覧の範囲が限られます。

閲覧の対象

土地・家屋・償却資産の各固定資産課税台帳、名寄帳

縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができる書類などを提示していただきます。縦覧・閲覧できる人の条件や、本人確認の方法など詳しいことは、彦根市ホームページをご覧ください。か、国税務課資産課係までお問い合わせください。

■不服申立てについて

平成21年度は、評価替えの年にあたるため、すべての土地・家屋について、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、価格が台帳に登録さ

れた日（3月末日）から納税通知書の交付を受けた日の後60日の間に、彦根市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申し出をすることができます。
問い合わせ先 国税務課資産課係 ☎30-61338番、FAX 22-13398番

平成21年度水質検査計画を策定しました

水道部工務課

水道部では、より良質な安全な水道水を供給するため、項目や回数等を定めた「水質検査計画」に基づいて水質を検査しています。今回、平成21年度の計画を策定しましたので、市民の皆さんに公表します。

これに関するご意見やご感想などがありましたら、お寄せください。

公表場所 情報公開コーナー

（市役所1階、支所・各出張所のほか、彦根市ホームページにも掲載します。）

問い合わせ先 水大数浄水場

22-33024番（内線503）、FAX 23-9097番、Eメール: ooyabu-jou@ceas.ocn.ne.jp

労働に関する相談窓口を「ご利用ください」

県労政能力開発課

滋賀県では、労働者や事業者が、労働に関する悩みごとについて相談できる、労働相談所を設置しています。

「賃金を払ってもらえない」「解雇を言い渡された」などの相談に、専門の相談員がアドバイスします。

①労働相談ダイヤル ☎012-0967164番

②面接相談

場所 滋賀県労働相談所（草津市大路一丁目1-1）エルティ

9322内 ☎077-564-2030番（FAX共用）

受付時間 ①、②とも

月～金曜日 午前10時～午後8時（平日が祝日の場合は午後5時～同8時）

土・日曜日 午前10時～午後4時

問い合わせ先 県労政能力開発課 ☎077-528-375

1番、FAX 077-528-4873番

井伊直弼と開国150年祭

石田三成と嶋左近の伝承～道標～

井伊直弼が自分の信じる道を貫き、開国を決意した裏にあったであろう彦根の先人たちの活躍。近江むかし発見隊は、その消えゆく歴史を次世代に伝承したいという思いから、名場面劇を作りました。演じるのは、地元商店街の人たちと、私たち近江むかし発見隊。名場面で振り返る甲冑劇をお楽しみください。

日時 3月22日（日） 13:30～14:00、14:30～15:00

場所 四番町スクエアセンター
プラザ前（本町1丁目）※雨天時は、四番町ダイニング内
問い合わせ先 迫間 勇人 ☎090-9695-0814、Eメール: hayatohasama@hotmail.co.jp

